

議事日程(第5号)

平成28年9月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第47号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第50号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第45号 平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第6 認定第2号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第3号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第4号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第5号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第6号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第7号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第8号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第9号 平成27年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第14 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第51号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第52号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第53号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第54号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を

はかるための、2017年度政府予算に係る意見書

- 日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について  
日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について  
日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について  
日程第2 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について  
日程第3 議案第47号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第4 議案第50号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）  
日程第5 議案第45号 平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
日程第6 認定第2号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について  
日程第7 認定第3号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について  
日程第8 認定第4号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第9 認定第5号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について  
日程第10 認定第6号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について  
日程第11 認定第7号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について  
日程第12 認定第8号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について  
日程第13 認定第9号 平成27年度高鍋町水道事業会計決算について  
日程第14 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第15 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第16 議案第51号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第17 議案第52号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第18 議案第53号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）  
日程第19 議案第54号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第20 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を

はかるための、2017年度政府予算に係る意見書

日程第21 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第22 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第23 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（16名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	青木 善明君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	緒方 直樹君	18番	永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	田中 義基君	事務局長補佐	岩佐 康司君
議事調査係長	矢野 由香君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		森 弘道君	
政策推進課長	三嶋 俊宏君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	鳥井 和昭君	産業振興課長	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	野中 康弘君	町民生活課長	杉 英樹君
健康保険課長	徳永 恵子君	福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	吉田 聖彦君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

---

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成28年第3回定例議会が招集され、9月5日より、水道事業の未処分利益剰余金処分についての議案、平成27年度決算認定9件、省令改正などに伴う税条例の一部改正など4件、平成28年度一般会計補正予算案など5件は、特別委員会、常任委員会の審査を終了したところです。本日、意見書1件が追加提出されたことにより、9時30分より議会運営委員会を議長室で開き、本日の日程に追加すること全員一致で確認したことを御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

---

日程第1. 認定第1号

日程第2. 議案第46号

日程第3. 議案第47号

日程第4. 議案第50号

○議長（永友 良和） 日程第1、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第4、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）まで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、八代輝幸議員。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） おはようございます。平成28年第3回定例会において、総務環境常任委員会に付託された認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について、議案第47号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、その経過と結果について報告いたします。

審査日時は9月13日から16日及び20日の5日間、場所は第1委員会室において、総務環境常任委員会全員出席、要点筆記の事務局長、説明については担当課職員及び資料提出のもと慎重に審査を行いました。

なお、日程は当初議会運営委員会で確認されていましたが、日程順ではなく、前倒しなどを行いながら進めてまいりました。なお、報告につきましては審査部分の全ての報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承下さい。

まず、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、最初は会計課関係です。歳入では、県支出金の委託金で県収入証紙売りさばき手数料、諸収入の町預金利子で一般会計の定期預金利子。歳出では、総務費の会計管理費として印刷製本

費や、金融機関手数料などが挙げられるとの説明がありました。

委員より、各金融機関の窓口で収納された公金に対し、1件当たり30円の単価で金融機関に支払っている窓口納付手数料について、今後単価の増額予定はあるのかとの問いに、今のところ金融機関から増額の申し入れはないとの答弁がありました。

次に、議会事務局関係です。歳入では、諸収入の雑入として証明手数料、歳出では、議会費の主なものとして報酬や給料、また使用料及び賃借料として新たに残時間表示板のリース代が加わったこと、監査委員費としては報酬や給料が主なものであるとの説明がありました。

委員より、残時間表示板のリース代が大きいのかとの問いに、5年経過すると無償になるので、今はリースとして対応しているとの答弁がありました。

次に、上下水道課であります。歳入関係では、衛生費国庫補助金として合併処理浄化槽設置整備費補助金、衛生費県補助金として合併処理浄化槽設置整備費補助金、国が2分の1、県が4分の1の補助であります。歳出では、環境衛生費として浄化槽設置整備費負担金補助及び交付金であります。5人槽が37基、7人槽が11基、10人槽が1基、また単独浄化槽の撤去が2基であるとの説明がありました。

委員より、新築においては県の補助が出ないのかとの問いに、新築であれば必ず設置しなければならないとの答弁がありました。

委員より、単独処理浄化槽は幾らあるのかとの問いに、約3,000基あるとの答弁でした。

次に、税務課であります。税務課では、歳入関係のうち、個人町民税は前年と比較して調定額で395万円の増となっており、法人税については前年より減少しており、主な理由は、法人数が7法人が減少、3法人において大規模改修や経費投入が見受けられたとの説明でした。固定資産税については、前年より調定額は減となっており、27年度は固定資産評価替え年度であり、新築家屋増及び償却資産の増加はあったものの、評価替えにより家屋の経年減少が主な要因との説明でした。軽自動車税については、登録台数の増による増加、町たばこ税については減であり、売上本数は前年より87万8,609本減っているとの説明がありました。使用料及び手数料の総務手数料では、証明手数料が減であり、総務費委託金のうち、徴税费委託金は増であります。諸収入のうち、延滞金については前年度比較して増であり、加算金過料についてはなく、歳入においては滞納処分費などにより、全体的には増であるとの説明がありました。歳出では、税務総務費で主なものは賃金負担金補助及び交付金であり、主なものとして児湯郡東部たばこ税対策協議会負担金などが挙げられます。全体としては、前年度と比較して増であるとの説明がありました。次に、賦課徴収費として徴収嘱託員の報酬、臨時職員の賃金、コンビニ収納手数料などの役務費、固定資産評価システム業務委託などの委託料が挙げられます。歳出全体としては、前年度と比べて減でありますとの説明がありました。歳入に関しての成果については、徴収率が上昇しており、収納対策強化の取り組みによるものとの説明がありました。

委員より、滞納者に対する適切な徴収はとの質疑に、法に基づき差し押さえ、催告など行っているとのことでした。

委員より、公売物件の売却についての質疑に、不動産でいえば8件売却でき、動産については公売会やインターネット公売等で売却できているとの答弁でありました。

次は、町民生活課です。歳入では総務手数料、諸証明手数料で2万7,365件分であります。総務管理費補助金として、個人番号カード交付事業費補助金、宮崎県環境整備公社貸付金元利収入で3月末に返済を受けています。雑入では、主に西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやぎきの過年度負担金の精算金との説明でありました。歳出では、戸籍住民基本台帳費で、マイナンバー制度の開始に伴い個人番号カード交付用のタッチパネル、顔認証システム用機器を購入し、本人確認書類、裏書印字プリンタのリース契約を行いました。通知カード、個人カード関連事務をJ-LISに事務委託分であります。環境衛生費では、ヤンバルトサカヤステに対する駆除、対策に係る駆除剤費が増加している。また、塵芥処理費は、ごみ処理に係る西都児湯クリーンセンターの負担金が火葬場建設費用も含まれているので、金額が大きくなっている。染ヶ岡の最終処分場費については、今後も水処理をし続けなければならないため、改修が必要な項目のうち、平成27年度は、砂ろ過原水ポンプ取り換え工事等を実施しているとの説明がありました。

委員より、エコクリーンプラザへの貸し付けについての質疑に、10月末に行われる裁判の結果次第であるとの答弁でありました。

委員より、旧火葬場の解体についての質疑に、1市3町で支払い、整備後は西都児湯環境整備事務組合で管理するとの答弁でありました。

次に、総務課関係です。歳入の主なものは、交通安全対策特別交付金、消防費県補助金、総務費委託金、不動産売り払い収入、総務寄附金、諸収入などであります。歳出の主なものは、総務管理費、給与等の一般管理費、庁舎別館等建設事業における財産管理費、選挙費では県議会議員選挙費、消防費では、東児湯消防組合負担金等の消防施設費などであります。一般管理費として職員の給与、手当等の人件費、共済費が主で、他にコピー用紙などの需用費、交際費、旅費、郵便等の役務費、使用料及び賃借料負担金補助及び交付金などであります。

次に、財産管理費では、庁舎電気代等の需用費、火災保険料などの役務費、警備・保守点検等の委託料、庁舎別館等建設工事に係る工事請負費などであります。

次に、諸費では、行政事務連絡員報酬等が主であり、交通安全対策費では、防犯灯設置工事等が挙げられます。選挙管理委員会費として、委員報酬や選挙人名簿システム変更の委託料などが挙げられます。県議会議員選挙では、投票事務謝礼などが報償費として挙げられます。非常備消防費では、消防団員等の報酬、公務災害補償等共済基金の負担金等があります。消防施設費では主に、東児湯消防組合負担金及び防災行政無線施設などの消防施設維持管理に要する経費であります。災害対策費では、旧防災行政無線放送施設解体撤去工事請負費などがあるとの説明がありました。

委員より、防犯灯設置についての問いに、申請があった地区に対しては順次設置しているとの答弁でありました。

委員より、前回参議院選挙における高鍋町の18、19歳の投票率の問いに、全体では54.12%で、18歳では47.69%、19歳では32.63%で、平均40.6%であったとの答弁があり、今後啓発に力を入れていくとのことでした。

委員より、別館建設の効果についての問いに、特に包括支援センターにおいては、福祉課との連携でスムーズなサービス対応ができたとの答弁でありました。

次は、政策推進課であります。歳入で主なものとして、地方消費税交付金については地方消費税率引き上げにより増となっており、地方交付税においては、26年度と比較して普通交付税では地方創生にからんで増、特別交付税は、全国で多くの災害等もあり減となっている。次に、国庫補助金では、社会保障・税番号システム整備費補助金など増となっている。県補助金では、土地利用対策補助金などが挙げられ、また寄附金としてふるさと納税が1,288件であり大幅な増となっている。繰越金については減となっている。町債については、農地整備事業や公民館整備事業等により増となっている。歳出で主なものは、総務費の一般管理費は、「47行政ジャーナル」利用料、文書広報費は「お知らせかなべ」や「広報たかなべ」の広報誌発行経費、広報番組放送事業経費、高鍋町史発行事業経費等を支出している。次に、財政管理費では、ふるさと納税者への返礼品に要した経費が主なものである。財産管理費では、基金への積立金として公共施設等整備基金積立金、ふるさとづくり基金、ふるさと納税積立金が増加した。企画費では、スポーツキャンプ誘致事業、総合戦略策定事業、移住定住促進事業などに係る経費を支出している。諸費では、公共交通事業、男女共同参画推進事業、マイナンバー制度住民周知事業などに係る経費を支出している。電算化推進費では、住民情報や税情報等行政システムのハード機器のリース、ソフトウェアの保守に係る経費を支出している。人口統計調査費では、国勢調査等に係る経費を支出しているとのことでした。

委員より、ふるさと納税に関する質疑に対して、二、三回のリピーターが1割程度いるとの答弁でした。

委員より、高鍋未来事業の補助金の交付団体はとの問いに、野の花館と海外交流協会であるとの答弁でした。

委員より、巡回バスのアンケート調査は進んでいるのかとの問いに、本年度公共交通に関するアンケート調査を行ったとの答弁でした。

以上で、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の審議を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について、今回の改正内容は、大きく7項目ありますが、その主なものを報告します。主なものとして、軽自動車税に関する内容で、軽自動車の環境性能割の導入、種別割の名称変更、グリーン化特例の1年延長であります。次に、法人町民税の所得割税率が12.1%から8.4%に改正されたものであり

ます。次に、特定一般用医薬品の医療費の控除の創設でありますとの説明がありました。

委員より、軽自動車の環境性能割についての質疑に、環境に適した車については減税の実施を行うとの答弁でありました。

委員より、スイッチOTC薬とはどのようなものかとの問いに、指導が必要な要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品であるとの答弁でありました。

以上で審議を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について。今回の改正内容は、2015年台湾との租税取り決めがなされたことにより、2国間の二重課税を排除するための措置であり、それぞれの国内法で課税するよう法の整備がなされたとの説明がありました。

委員より、高鍋町内での該当者がいるのかとの問いに、現在の課税資料では判別が難しいが、該当者はほとんどいないと思われるとの答弁でありました。

以上で審議を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について報告します。

税務課関係では、歳入はなく、歳出は職員給料の減額調整でございます。

委員より質疑はありませんでした。

町民生活課関係では歳入はなく、歳出では、戸籍住民基本台帳費、消耗品費として印鑑証明カード2,000枚分のデザイン変更に伴うものです。環境衛生費の消耗品費として、ヤンバルトサカヤスデ薬剤費、塵芥処理費として重機修繕料等が挙げられるとの説明がありました。

委員より、薬剤費の問いに、これから先、ヤンバルトサカヤスデの大量行動が始まるため薬剤散布がふえるとの答弁がありました。

委員より、修繕した重機の使用についての問いに、最終処分場の環境整備等で使用する計画との答弁がありました。

次は、総務課関係です。歳入では、社会資本整備総合交付金として、津波避難タワー整備に伴う国の交付金であり、当初予算には前年度時点での要望額を計上していたが、今年度に入り正式な内示額が通知されたため、減額補正するものである。

次に、総務費県補助金として、宮崎県消費者行政交付金事業補助金。消防費県補助金として、自主防災組織育成助成事業補助金などが挙げられます。総務費の総務管理費一般管理費は、職員給料の費目間の調整であります。歳出では、総務管理費として事務機などの備品購入費、消防費の非常備消防費として、消防団員への手袋やヘッドライト等の購入費が挙げられます。また、消防費の災害対策費として土地購入費、負担金補助及び交付金として地域防災力向上補助金などが挙げられるとの説明がありました。



委員より、再編交付金延長に係る要望活動の質疑に、12月に判断予定であるとの答弁でありました。

委員より、ストレスチェックはとの問いに、一般職員、嘱託職員約200名を対象に、57項目の質問に答え、判定結果による本人申し出により、産業医と衛生管理者が対応するとの答弁でありました。

委員より、西都児湯消費生活相談センター2名分の報酬はとの問いに、当分の間は県が補助するとの答弁がありました。

次に、政策推進課関係です。地方債補正では、町単独道路改良事業、社会資本整備総合交付金事業及び臨時財政対策債に係る借入限度額の変更をするものです。臨時財政対策債については、発行可能額の国の決定を受け、減額変更するものとの説明がありました。歳入については、地方特例交付金は個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収分を補填するために国から町に交付されるものですが、交付額が決定されたので、増額補正するものとの説明がありました。

また、国庫補助金として地方創生加速化交付金、県補助金として移住定住促進支援事業補助金、寄附金としてふるさと納税寄附金、繰越金では純繰越金であるとの説明がありました。歳出では、財政管理費としてふるさと納税管理システム導入委託、財産管理費としてふるさとづくり基金積立金、電算化推進費の委託料としてホームページ改修委託などが挙げられるとの説明がありました。

委員より、地方創生加速化交付金の使途はとの問いに、産業振興関係で商品開発、ブランド化、流通等に使用するとの答弁がありました。

委員より、まち・ひと・しごとの推進委員は何名かとの問いに、15人で構成されているとの答弁でありました。

委員より、ふるさと納税の返礼品の金額はとの問いに、寄附額の4割程度を商品代としているとの答弁でありました。

審議を終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永友 良和） 総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ふるさと納税関係です。歳入は見てきたんですが、高鍋町の方が町外へふるさと納税を行い、どのくらいの住民税が減少しているのか、そのことについて報告がなかったように見受けませんが、審査をされてきたのかお伺いします。

平成27年度の住民所得に関して、平成26年度と比較してどのように変化してきたのか、報告の中にはちょっとなかったように、聞いていないように思いますが、それも審査

を行われてきたのかお伺いしたいと思います。

補助金減額については、見直したのか、その内容把握は審査をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） ふるさと納税関係で歳入は見てきたが、高鍋町の方が町外へふるさと納税を行い、どのくらいの住民税が減少したかについてであります。お答えします。

総務省が、不特定納税者に関する現況調査で144万円程度であります。

2番目の、平成27年度の住民所得に関して、平成26年度と比較してどのように変化してきたのかについてであります。このところは、委員会での質疑はありませんでした。

3点目、補助金減額について見直したのか、その内容を把握はできたのかについてであります。ここも委員会での質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。中村末子議員。

○12番（中村 末子君） この税条例の改正については、私も総括質疑を行いましたけれども、理解できる場所もあります。例えば、法人税の減税については、これもう総務省、国のほうの省令が改正されておりますので、それで減税されたものだというふうには理解はできますが、環境に関する減税ですね、これについてはどうなっているのか。たぶん総務環境常任委員会でも、なかなか審査がしにくかったのではないかなというふうには思うんですが、それについては資料か何かを提示していただけないかちょっと、私たちはそのあとの資料を全然いただいておりませんので、資料か何かあればありがたいなと思うと同時に、どのような審査内容だったのかということももう少し詳しくお知らせいただければというふうに思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） 御質疑についてのお答えであります。大変慎重に審査はいたしましたけれども、項目が多すぎてなかなかまとめにくくございました。それで、のちほど資料を準備したいと思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第47号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質

疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 2点あります。備品購入に関しては、先ほど報告の中には金庫関係はたぶんなかったかなとはちょっと思うんですが、総括質疑で行いある程度の認知はしたつもりなんです、基本的に金銭管理についての詳細はどのようにされるのか、どのような審査が行われたのかをお伺いしたいと思います。

また、ホームページ改修については、総務常任委員会では具体的にどのような内容説明が行われ、質疑についてもたぶんあまり出ていないような気もしたんですが、どのような質疑がなされ、どのような審査が行われたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） 最初の質問ですが、金銭管理についての詳細はどのようにされたかということでありすけども、これはいいのかわかりませんが、17番議員さんが、一般質問で不祥事対策について質問されました。このときの答弁で、原則勤務時間外の現金保管を禁止し、即時金融機関へ入金することを徹底しているところであるという答弁と、窓口業務における証明手数料等用のつり銭等の手元保管金については、固定型のダイヤル式金庫を購入し、鍵開閉の責任者を定め、管理体制の徹底を図ることとしているとの答弁がございました。これで1問目は以上です。

2問目ですが、ホームページの改修に関しての総務常任委員会での具体的にどのような内容説明が行われ質疑が出たのか、質疑は確かに出ましたが、総括質疑でホームページに関して質疑が出ておりましたので、それ以上の委員会での質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。平成28年第3回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分についての2件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は9月14日、15日、16日、20日の4日間、第3委員会室にて産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に

審査を行いました。

なお、報告につきましては議案順及び担当課順に行います。また、全ての審査の部分の報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承下さい。

初めに、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について。

まず、農業委員会です。農業委員会等交付金事業、機構集積支援事業、農業者年金受託事業など決算の特徴についての成果、説明があり、質疑に入り、委員より、成果報告書にはもっと決算の特徴を掲載してはの問いに、来年度の成果報告書より取り入れたいとの答弁でした。

委員より、農地相談員の業務についての問いに、主に農地の利用状況調査など、毎日パトロールしているとの答弁でした。

複数の委員より、耕作放棄地などの対応策についての問いに、農地利用状況調査、農地利用意向調査などにより対応しているが、いろいろな方策も考えていきたいとの答弁でした。

次に、上下水道課より、都市下水路のしゅんせつ工事、草刈りなど管理についての説明があり、質疑に入り、委員より、条例でしゅんせつは1年に1回以上となっている、と毎年質疑をしているがとの問いに、定期的に都市下水路を巡回し、優先度の高い箇所からしゅんせつを行っている。今後も、しゅんせつ予算の要求を行っていくとの答弁でした。また、しゅんせつによる土砂や刈り取った草の処理はの問いに、上永谷の土場で処理しているとの答弁でした。

委員より、下火月下水路の暗渠部分の土砂の堆積の確認はの問いに、暗渠の部分は土砂の堆積がないことを確認しているとの答弁でした。

次に、産業振興課です。まず、歳入の主なものは、分担金は一ツ瀬川土地改良区からの基幹水利施設管理事業分担金など、使用料は農産物加工施設使用料などで、県補助金は多面的機能支払交付金、青年就農給付金、魅力ある観光地づくり総合支援事業補助金などで、委託金は埋却地再生整備事業委託金などで、貸付金元利収入は中小企業融資金貸付金元利収入などで、雑入は口蹄疫復興ファンド事業助成金などです。

歳出の主なものは、農業総務費は、宮崎県ブラジル親善協会負担金などで、農業振興費は、みやざき特産野菜価格安定対策事業負担金など。新生産調整対策事業費は、緊急生産調整対策推進事業費補助金などで、畜産業費は、口蹄疫埋却地再生活用対策事業高鍋地区1から6工区の工事請負費など。農地費は、羽根田排水路改修工事、多面的機能支払交付金補助金、一ツ瀬川総パ事業公共施設事業負担金、国営事業負担金などで、地域振興費は、地域農業リーダー育成支援事業補助金など。農村施設費は、防災ダム土砂撤去作業手数料、交流施設管理委託料、新商品開発・販路拡大事業補助金、口蹄疫復興ファンド支援による花守山整備事業補助金、宮田公園堆積土砂除去工事などで、農政企画費は、美しい農地景観形成活動補助金、青年就農給付金、地域集積協力補助金など。林業総務費は、有害鳥獣

駆除謝礼、児湯広域森林組合への貸付金などで、林業振興費は、松くい虫薬剤防除、基幹注入事業委託など。水産業振興費は、小丸川魚種放流、稚貝、サザエ、アワビ放流委託などで、商工業振興費は、商工業振興対策補助金、取扱金融機関への預託貸付金など。観光費は、主に蚊口浜海浜公園案内看板設置工事、高鍋町観光協会補助金などで、農業用施設災害復旧費は、小並地区災害復旧測量設計業務、市の山地区農業用施設災害復旧工事との説明が終わり、質疑に入り、委員より、RVパークの利用実績の問いに、33台78名の利用があり、アンケートによると、静かである、トイレや温泉が近くてよい反面周辺やトイレが暗い、和式トイレの改善をしてほしいなどの意見があり、トイレ改善及び証明については、今年度で対応しているとの答弁でした。また、埋却地の再生整備事業について、石の不足が生じたのではないかと、再生整備をして利用効果は上がるのかの問いに、県工事により発生した河川のしゅんせつ土を利用したことで、農地に適した盛り土ができた。再生整備は購入者の要望を聞きながら設計するため、購入者が求める農地として整備されるため利用度の高いものとなるとの答弁でした。また、養魚場跡地測量について、利用計画のための測量なのかの問いに、検討する前段としてコンクリート構造部の詳細を把握するためであるとの答弁でした。また、四季彩橋橋梁点検委託について今後どのように考えているのかの問いに、木橋ということで劣化が進行しており、補修と撤去費用の比較を複数パターンで考え、最良の方法を考えていきたいとの答弁でした。また、稚貝放流委託の成果はの問いに、サザエについては、1、2年で大きくなるので成果が見える。アワビは時間がかかるため、短期での成果は確認できないとの答弁でした。

委員より、児湯フードビジネス先進地視察研修内容の問いに、大分県の株式会社タカヒコアグロビジネスで地熱を利用したパプリカのバイオ培養施設、同じくパプリカ栽培している農業生産法人株式会社リッチフィールド由布、有限会社夢野菜おおざいファームの施設。ここは人工の光型立体水耕栽培をしており、光、温度、肥料など全てコンピュータで管理している。また、門川町にある、レタスの水耕栽培している宮崎県ひむか野菜光房を視察したとの答弁でした。

委員より、6次産業化ネットワーク活動交付金とはとの問いに、3回分の研修会講師料とのことでした。

委員より、宮田公園堆積土撤去工事の費用が高いが、何年土砂撤去をしていないのかの問いに、大規模な除却は10年くらい行っていないとの答弁でした。

委員より、一ツ瀬川土地改良事業国営未施工地区貸付金の県と市町の負担割合が変わっていると思うかの問いに、昭和61年から平成7年は、県5分の4、市、町が5分の1、平成8年から平成14年が、県3分の2、市、町が3分の1との答弁でした。また、償還貸付金元金収入2,850円はの問いに、西都市の宝財原地区の事業収入との答弁でした。また、口蹄疫復興ファンドで、平成27年度まで花守山を整備したが、これからの高鍋に対する復興がどのように期待されるのかとの問いに、点在する町内の各観光地を線でつなぐことで観光コースとし、観光客の増加が期待されるとの答弁でした。また、観光客が高

鍋町にどのようにお金を落とすのか、どれくらいお金が落ちるのかを考えるべきではとの意見がありました。

委員より、蚊口浜海浜公園案内看板の完成写真は看板の横並びで生かされていない、町内の看板が線で結ばれ生かされる看板にするようにとの意見がありました。

複数の委員より、負担金補助及び交付金について、補助金ありきではなく、成果の検証結果に基づいて補助すべきではないかとの意見がありました。

最後に、建設管理課です。歳入の主なものは、自動車等駐車場使用料、九電・NTTの道路占用料、公営住宅使用料、社会資本整備総合交付金、住宅費補助金は持田団地の公営住宅家賃低廉化事業。国庫支出金の土木費委託金は小丸川、宮田川水系の国交省管轄11箇所の水門操作委託金で、県補助金は木造住宅耐震診断、耐震改修工事費で、県支出金の土木委託費は、切原川、宮田川陸閘水門の県管轄10箇所の水門操作委託金との説明がありました。歳出の主なものは、商工費では、高鍋駅前駐車場の管理費です。土木費の土木管理費は、里道改修舗装。建築物耐震改修等事業補助金は、耐震診断、耐震改修工事などで、道路維持費は、町道側溝しゅんせつ工事、側溝敷設工事などで、道路新設改良費は、野首（1）線道路改良工事などで、社会資本整備総合交付金事業は、橋梁詳細点検及び補修設計業務、東光寺・鬼ヶ久保線の補償物件調査、中嶋・中河原線道路改良工事などで、公有財産購入費と補償補填及び賠償金は、東光寺・鬼ヶ久保線などで、河川費は、水門操作委託は建設業協会高鍋支部に、脇地区急傾斜崩壊対策事業負担金は、県工事の町負担10%との説明で、公園管理費は、公園施設の維持管理・補修などで、景観費では、景観賞に伴う景観づくり奨励記念品費用と景観整備機構補助金との説明で、住宅管理費では、小丸団地外壁等改修工事が主で、補助災害復旧費では肥後川河川災害復旧工事を行い、単独災害復旧費では竹鳩橋護岸復旧工事などを行ったとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、社会資本整備総合交付金要望についての問いに、交付率が低いため事業が遅れているとの答弁でした。また、耐震診断アドバイザー派遣についての問いに、水除地区での講習に伴う報酬との答弁でした。また、自動車等駐車場の苦情はあるのかの問いに、苦情はあるがその都度即時に対応しているとの答弁でした。また、嘱託員2人の業務の内容についての問いに、草刈り、簡易な舗装の修理、用水路の点検・調整などを行っているとの答弁でした。また、県道の照明・街路灯を推進することで防犯につながるのではの問いに、県と協議していきたいとの答弁でした。また、水門操作のマニュアルはあるのかの問いに、マニュアルはないが現場での操作対応を行っているとの答弁でした。

委員より、天神鶴・茂広毛平付線先の二本松橋は、今後どのように考えているのかの問いに、点検後、補修及び新設を考えているとの答弁でした。また、都市計画道路見直し業務委託についての問いに、計画の必要性を再検討することができたとの答弁でした。

質疑が終わり、反対討論があり、採決に入り、賛成少数で認定しないものと決しました。なお、反対討論でございますが、1人の委員より花守山整備事業自体の予算に反対してい

る以上、反対とするとのことでした。

次に、議案50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分について、初めに農業委員会関係です。市町村職員共済組合負担金率変更による共済費の減額補正で、特に質疑はありませんでした。

次に、上下水道課関係です。平成27年度確定に伴う公共下水道の繰出金の説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、産業振興課関係です。まず歳入は、地方創生加速化交付金、県の畜産競争力強化整備事業補助金、魅力ある観光地づくり総合支援事業補助金などが主です。歳出の畜産業費は、新山地区に建設する種豚導入豚舎整備の畜産競争力強化整備事業補助金で、農地費は、染ヶ岡地区の測量設計委託、雲雀山の法面復旧工事、新規で竹鳩、切原、羽根田、中鶴、蚊口、職司の集落及び四季彩のむらの資源向上支払交付金で、商工業振興費は、3業者が申請を予定している地場産業振興対策補助金で、観光費は、花守山観光案内看板の測量設計委託と設置工事、高鍋神楽PR事業補助金との説明を受け、質疑に入り、委員より、畜産競争力強化整備事業について、新富の農場はなくなるのかの問いに、この事業ではなくなるが将来は高鍋に集約したいとの希望と聞いているとの答弁でした。

複数の委員より、染ヶ岡地区の測量設計委託について、雨水排水のため側溝は大きくしたほうがいいのか、雨水排水と浄化槽排水は別系統で考えたほうがいいのか、畜産の浄化槽の排水は、水利組合の了解が得にくいのではの問いに、流域の雨水の量などを考えながら排水についても路線の現地調査を十分に行いたいとの答弁でした。

委員より、花守山観光案内看板設置工事について、花守山周辺を蚊口海浜公園と同じ形体の看板を設置することだが、目立たないので花守山に似合ったそれぞれの花の効果があるように、鮮やかで斬新なイメージで作成してほしいとの意見がありました。

最後に、建設管理課関係です。まず歳入は、橋の補修工事に伴う社会資本整備総合交付金で、歳出の主なものは、自動車等駐車場費は防犯カメラを4台設置するもので、土木管理費は、人事異動に伴う人件費の調整と、家床地区里道樹木伐採手数料、馬場原地区の道路改修工事で、道路維持費は、地区から要望が出ている道路・側溝などの補修、4箇所の町道維持整備工事請負費で、道路新設改良費は、東町（1）線の測量設計委託、蚊口（30）線の工事請負費で、社会資本整備総合交付金事業費は、桧谷橋、下永谷橋の工事請負費で、河川総務費は宮田地区の樹木伐採、樋渡地区の作業手数料で、公園管理費は萬歳亭横の身障者トイレの修繕料で、住宅管理費は持田団地A棟の消火栓21本を買い換えるものとの説明でした。

質疑に入り、委員より福井牟田・東小並線の工事内容はの問いに、雨水排水工事とあわせて湧水の対策工事になるとの答弁でした。また、鴨作（1）線について道路が狭いところなので、民有地の垣根部分については土地の提供をしていただけないかの協議をしてはどうかとの問いに、協議はしたいとの答弁でした。また、桧谷橋、下永谷橋の工事について橋台の周りもあわせて調査してはの問いに、調査したいとの答弁でした。

質疑は終わり、討論があり、採決に入り、同数のため委員長採決により賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長、青木善明議員。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） 認定第1号について産業振興関係の質疑について、埋却地の再生整備事業について「石の不足が生じたのではないか」を「石を除去したことで、土の不足が生じたのではないか」に訂正をさせていただきます。

続きまして、一般会計補正予算（第2号）中の農業委員会関係ですが、市町村共済組合負担率変更による共済費の減額補正のところ、特に質疑はありませんでしたが、このことについての資料はいただいております。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 今、委員長から報告ありましたけれども、認定第1号、産業建設関係部分、賛成少数にて認定しないという報告がありましたけれども、認定ですね。そういう報告がありました、確認したいと思います。賛成少数で認定しないということですね。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） 報告のとおりでございます。

○議長（永友 良和） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 委員長が今、長々と委員長審議を丁寧に御報告されまして、十分に審議をされているとそういうように思っているわけですね。もう私が言うわけではありませんけれども、産業建設関係部分には、農業関係とか商工関係とか農林水産関係とか多くの町民が直接さわってる、含まれてる部分がたくさんあるわけですね。27年度の事業はもう終わっているわけですが、ここで認定できなかった、先ほど花守山とか言われましたけれども、認定できない問題点っていうのはどのくらいあったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） 再度、反対討論を申し上げます。

花守山整備事業自体の予算に反対している以上、反対とするという1人の委員の方が反



対討論されました。それ以上はありませんでした。（発言する者あり）はい、それ以上ありません。1人の委員の方からと言っておりますので。

○議長（永友 良和） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 我々、委員会構成三つ、つくっておるわけですが、昔からですね。それぞれの委員会を尊重しながら私たちはやってるわけ、委員会ごとに責任を持たせてやっているわけですが、それで非常に残念ですが、予算であれば修正案でも出していただければと思っているわけですが、認定でありますから、今後どうされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） 私のコメントはありません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 先ほどの報告では、2対2で委員長採決ということで可決したということですね。反対の方もいらっしゃったと、反対の人ですね、修正案を出そうという考えはなかったのかどうかをお尋ねをしたい。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） そういう、まとめにはなりませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時15分より再開いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） おはようございます。平成28年第3回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分についての2件です。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は9月14日、15日、16日、20日の4日間、第4委員会室にて文教福祉常任

委員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

なお、報告につきましては、議案順及び担当課順に行い、また、全ての審査の報告ではなく、特徴的な部分の審査報告といたします。

初めに、認定第1号中関係部分について、まず決算における所管事項の成果、特徴、課題等を述べてもらい、詳細説明を求めました。

まず、健康保険課です。1年間の総括として、妊娠・出産・青年期・高齢期にわたり健康づくりの支援、また地域で暮らしやすい生活ができるための支援を行い、健康に暮らせるまちづくりの向上に努めることができたとの報告でした。

歳入の主なものは、老人福祉施設入所者費用徴収金、健康づくりセンタープール使用料、養育医療事業負担金、市町村健康増進事業費補助金、また平成27年4月から公費を投入して所得段階第一段階の介護保険料を年額3,000円軽減するための低所得者保険料軽減負担金などです。

歳出では、敬老祝金は節目の年齢に支給するお祝い金で、306人の方に支給されました。緊急通報システム事業委託は、高齢者のみの世帯で慢性疾患等により常時注意を必要とする方に、24時間コールセンターにつながる緊急通報装置を貸与し、利用料の一部を助成することで日常生活の不安を軽減することができたとの説明でした。高齢者住宅改造助成補助金は、介護の必要な高齢者の住宅改造に要する費用の一部を補助するもので、1人に助成したとの説明でした。

3歳児、1歳6カ月健康診査事業は、疾病、異常の早期発見、早期対応、育児支援健康推進を行うもので、受診率は98.9%であったとの説明でした。育児等健康支援事業は、妊娠・出産・育児の各時期を切れ目なく支援するために、町が委託した母子保健推進員が妊婦及び乳幼児の家庭を訪問し、問題点の把握や母子保健・子育て支援の案内を行い、また健康づくり、子育て支援のための母親学級、遊びの教室、6カ月児相談、2歳児相談、言語訓練などの教室を開催し、子どものころから望ましい食生活を身につけるために、管理栄養士による食育事業を行い、また幼児検診、相談時のフッ素塗布の実施を行ったとの説明でした。妊婦・乳児健康づくり事業は、妊婦に対して健康診査助成券を交付し、健診にかかる一部の費用を助成し、またハイリスクの妊産婦、乳児に対して、助産婦、保健師による訪問指導を行い、健やかに産み育てるための支援ができたとの説明でした。

また、健康づくりセンタープール施設の27年度利用者は3万5,329人で、前年度より増加し、1日平均120人程度の利用があり、多いときで190人の利用者があった。また、利用者の声を聞くためのアンケート調査を実施し、利用促進を図ることができたとのことでした。年代別では60代の利用者が一番多く、子どもから大人までの心身の健康づくりの推進のため、水中教室やフロア運動など各教室を開催しているとの説明でした。

委員より、高齢者住宅改造助成事業の申請者は1名のみなのかとの問いに、介護保険事業の上限を超えた分を助成する制度との説明で、畳の床をフローリングに改修したとのこ

とでした。

委員より、緊急通報システム事業で、相談件数の25件の内容はとの問いに、コールセンターが通報の内容を把握し、要請を受けて協力員が訪問を行っているとの答弁でした。

委員より、3歳児、1歳6カ月健康診査を受診されない人の未受診後の対応はとの問いに、保育園、幼稚園等に出向いて健診を受診しているとの答弁でした。

委員より、健康づくりセンタープールの利用者が増加している中で、安全性の確保はできているのかとの問いに、施設の点検、整備、修繕は今後していくとの答弁でした。

次に、委員より、ふれあい交流センターの使用料がふえている理由はとの問いに、毎日1件以上の利用があり、陶芸教室などの利用者がふえているためとの答弁でした。

また、委員より、予防接種事業費の決算額が減った理由はとの問いに、乳幼児1人当たりの定期予防接種数が多く、出生率が減少しているためであるとの答弁でした。

委員より、低体重の乳児に対してのケアはとの問いに、リーフレット配付や訪問指導、また健康診断で対応しているとの答弁でした。

続いて福祉課です。27年度一般会計歳出総額のうち、民生費は増額となり、全体の36.3%を占めています。主な増額の要因は、子ども・子育て支援新制度が開始されたことによる幼稚園、認定こども園給付費及び私立保育園運営費の増、及び障がい福祉の介護給付費、訓練等給付費が増となったためである。少子高齢社会の進展により、今後も扶助費がますます増加することが予想されるとの説明でした。

27年度の成果の主なものとして、設置から3年目を迎えた基幹相談支援センターにおいて相談支援などを行い、課題の解決と自立への支援が図られた。4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設型給付事業及び地域子ども・子育て支援事業が開始された。この事業により、認定こども園及び新制度に移行した私立幼稚園に対しても国が定める額の給付を実施し、また、病後児保育事業や実費徴収による補足給付事業などに取り組んだ。子育ての経済的負担軽減については、10月からこれまでの医療費助成対象を小学校卒業までに拡充し、また、子育て世帯臨時特例交付金事業を実施し、消費税増税に伴う影響を緩和することができたとの説明でした。

歳出では、地域福祉事業及び障がい福祉費に関する社会福祉費が全体の35%、子育て支援に関する児童福祉費が65%を占めている。社会福祉費の主なものとしては、各種障がい福祉サービスの提供によるもので、主な成果としては、自立に向けた訓練、就業面での支援や在宅生活の支援、介護している家族の負担軽減を図ることができた。介護給付、訓練等給付、補装具給付、計画相談給付のいずれも昨年度より延べ件数は増加しているとの説明でした。

委員より、自立支援協議会での地域課題とは、また、どのような協議の内容かとの問いに、日中一時支援の送迎加算がついておらず、利用者の負担となっている。また、重度の障がいを持つ子どもを日中預ける場所がないなどの課題があり、解決に向けた協議がなされたとの説明でした。

また、委員より、児童発達支援及びA型の増加の実人数はとの問いに、児童発達支援については6人の増加、就労継続支援A型については13人の増加との答弁でした。

児童福祉総務費は、保育料の収納経費や認定こども園整備補助金、消費税増税に伴う子育て世帯臨時特例給付金に関する経費等となっている。また、児童措置費で、児童手当は中学校卒業までの児童を扶養する保護者に対して支給するもので、対象児童数は延べ2万8,489人であったとの説明でした。児童福祉費、児童福祉施設費は、町立わかば保育園の運営、施設管理に関する経費で、臨床心理士定期観察等事業を実施し、臨床心理士による年6回、1回4時間の定期観察により、発達に問題がある子どもの把握に努め、保護者や保育士に適切な指導助言に努めたとの説明でした。

委員より、民生費の扶助費が増加している理由と対策をどう考えるのかとの問いに、国は少子化対策としてさまざまな子育てに関するメニューをふやし対応している現状にあり、保護者にとって保育の選択の幅は広がっている状況にあるが、その一方、扶助費は伸びる傾向にあり、今後は医療、介護の面を含めて厳しい課題であるとの説明でした。

委員より、保育料の収納状況はとの問いに、徴収業務が税務課収納係へ移管したことにより収納率が98.6%であった。そのほかの収入では、保育料未納に伴う延滞金が発生したとの答弁でした。また、保育料を納めることが難しい世帯に対して、どのような処置があるかとの問いに、高鍋町保育料減免取扱要綱に基づいて基準を設け、減免措置を行っているとの答弁でした。

委員より、臨床心理士の具体的な助言の内容はとの問いに、1名の臨床心理士が保育士からの相談に対しての助言を行い、2カ月に1回、9名の対象となる子どもの姿を観察しているとの答弁でした。

委員より、障がいを持った人、子どもはふえているのかとの問いに、療養機関の増加や特別支援教育の充実により、以前よりは認知されてきた傾向もありふえているとの答弁でした。

次に、社会教育課です。歳入の主なものは、教育寄附金の127万円とコミュニティ助成事業250万円などで、歳出の主なものでは、社会教育総務費のコミュニティ助成事業は、下屋敷自治公民館へ補助を行い、活動に必要な整備ができたとのこと。公民館費では、中央公民館ホールの空調整備改修工事を実施し、また、図書館費では、図書館会館60周年記念行事として美術館多目的ホールで記念講演会、クリスマス朗読ライブを行ったとの説明でした。一般文化財保護費の文化財第10集秋月種樹公記念碑、1,000部の発行を行い、また学校支援地域本部事業では、新しい試みとして夏休み子ども教室を5日間開催し、44名の参加があり、書道、絵画、施設見学、レクリエーション等を実施したとの説明でした。美術館費の企画展示事業費は、相田みつを展、石井秀隣展、ガール展、日岡兼三展、堀内景子展を開催し、また体育施設費では、老朽化により総合体育館の放送設備改修工事と、町営球場に電光得点掲示板の設置を行ったとの説明でした。

委員より、図書館記念行事の成果はとの問いに、記念講演会は明倫堂文庫を学ぶ会の協

力で開催し120名の参加があり、また、クリスマス朗読ライブには、親子連れを含む140名の参加があったとの答弁でした。

委員より、夏休み子ども教室の趣旨と内容はどの問いに、東・西小学校4年、5年、6年に募集をして、書道・絵画では高鍋高校生に指導を依頼し、また夏休み期間の生涯学習活動として成果を上げることができたとの答弁でした。

続いて、町民生活課です。歳入では、国民年金事務費取扱交付金を計上し、歳出では、国民年金事務費は職員の給料と事務パートの賃金、委託料はシステム改修のためとの説明でした。

最後に、教育総務課です。教育環境整備の充実を図り、国の学校施設環境改善交付金や再編交付金を活用し、東小公共下水道接続工事を行い、また、学校施設環境改善交付金を活用した防災機能強化事業を実施し、西小体育館つり天井対策工事、東中南棟ほか外壁等改修工事、西中北棟ほか外壁等改修工事を行った。県の補助金を活用し、スクールアシスタント派遣事業を行い、成果を上げることができたとの説明でした。また、姉妹都市交流事業は、東・西小学校5年生10名、引率者3名が米沢市へ訪問し、スキー体験等、体験活動を通して米沢市とのきずな、歴史等の学習を深めることができた。また、問題を抱える子ども等の自立支援事業は、適応指導教室に指導員1名、訪問支援員2名を配置し、学校と連携しながら不登校対策事業として子ども、保護者に個別指導や相談を行い、効果的な支援を目指し成果を上げているとの説明でした。

委員より、光熱費増加の漏水の原因はどの問いに、原因を目視と音波測定器を使い調査している。全体的に学校関係の水道管の老朽化により発生している現状があり、今後も注視していくとの答弁でした。

また、委員より非常勤講師の増員の効果はどの問いに、クラスが減少したため正規職員の配置が減っているが、職員の負担は減り、きめ細やかな教育を実施することができ、また学力向上につながっているとの答弁でした。

委員より、問題を抱える子どもの支援体制はどの問いに、ふえている傾向にあり、特別支援学級の児童生徒の増加、適応指導教室の利用が増加した。学校と連携しながら自立支援会議を開催し、早期の学校復帰を支援しているとの答弁でした。

次に、議案50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分について、まず健康保険課です。歳出の主なものは、高齢者等多世代交流センターで使用する金銭管理のための金庫の購入で、妊婦・乳児健康づくり事業の養育医療の精算に伴い、国と県への返還金を計上し、また健康づくりセンター費は、プール施設のシャワーのサーモスタットの修繕料と金庫2個を備品購入費として計上するとの説明でした。

委員より、金庫はどのようなものなのかの問いに、ふれあい交流センターは150キロの固定式のもので、使用料を預かり、町金庫に入れるまで業者が保管するもの。また、健康づくりセンターの金庫は、プール使用料を管理するものと、センターの健診利用料等を入れ、保管するものに分けて2つ購入するとの説明でした。

次に福祉課です。主なものは、臨時福祉給付事業費の平成27年度の国庫補助金返還金と児童福祉施設費の報酬は、保育士嘱託員2名分で、早期退職した保育士2名分の給料の減額を行ったとの説明でした。

次に、社会教育課です。社会教育費の公民館費は、現金保管用金庫の購入費で、図書館費は嘱託員の報酬と樹木剪定手数料を計上し、美術館費は金庫購入と20周年に向けた企画展示事業のための旅費であるとの説明でした。県外大会出場奨励金は、西中ラグビー部が全国大会に出場するのに伴う不足分であるとの説明でした。また、総合運動公園費では、グラウンド整備のために草刈り機、集草機を備えたトラクターを購入するとの説明でした。

委員より、金庫の保管場所の問いに、美術館は収蔵庫前室、中央公民館は事務所に置くとの答弁でした。また、企画展示事業の時期と内容はどの問いに、平成31年の開館20周年に向けた企画で、大原美術館との打ち合わせを今後行っていくためとの答弁でした。

委員より、報償費の全国大会奨励金の金額と人数はどの問いに、1人2万円の助成で選手28名、指導者3名分であるとの答弁でした。

最後に、教育総務課です。小中学校の教育寄附金は、一企業からの寄附で、小中学校4校へ配分し、備品購入費に充てるとの説明でした。教育総務費の備品購入は、現金管理のための金庫を購入するもの、また、学校管理費のうち委託料は、東小空調機器設置のための基本設計を委託するもので、修繕料は西小水道配管設備の3箇所の漏水箇所があり、修繕するものとの説明でした。

委員より、空調設計委託料は東小だけが上がっているのかとの問いに、4校は同じ構造のため、基本設計の考え方は流用できるとの答弁でした。

以上、全ての質疑が終わり、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について討論はなく、採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 総括質疑でも聞いたんですが、放課後対策事業について、6年生までの枠の拡大が行われたことにより、児童数の増及びそれに対する内容についてどのような成果が見られたのか。また、学校施設整備に関して、随分進んできた感はありますけれど、平成27年度までの計画は順調であったのか。またそのほかの整備計画については、あと何%ぐらい残されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 今、1つ目の御質疑に関しまして、放課後児童クラブの対象になる学年が6年生までに拡充され、5箇所ある教室で合計17名の増加がありました。また、保護者の方からは、安全な場所で安心して放課後児童を預けることができよかったというような感想がありましたとの説明でした。また、2つ目に関しましては、委員会において審査いたしました。学校施設整備に関してどこまで進んでいるかのとの委員会での質疑があり、地震津波対策、耐震に関しての事業は今まで順調に進んでおり、東小中学校、西小学校の工事は終了し、西中体育館外壁関係工事がこれから行われるとの説明がありました。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど報告の中にもあったんですが、毎年寄附をしていただいている、恐らくもう4年か5年になっているんじゃないかなというふうに思うんですね、意向に沿った備品購入ができていますのかということ。そしてまたその方へ、写真とか今メールとかありますよね。そういうことで、生徒の感謝の気持ちが伝わっているのか。当然、もらったほうの高鍋町としては、当然お礼は申し上げてるとは思うんですが、生徒たちがね、やはりそのことに対して感謝をしてもらおう機会というのがね、もう今、写真とかメールとかいっぱいありますので、そういうことが具体的に指導されているのかどうか、また生徒自身がそういう送る先を知らないのであれば、ちゃんと先生に託して送っているのかということなんかもちょっと審査の内容としてはどういうふうにされてきたのか。だから、学校としては、やっぱり生徒指導の一環であるだろうと思うんですね。だから、本当に毎年毎年していただいている寄附に対して、私たち大人だけでなく、やっぱり生徒にも感謝をする気持ちっていうのをしっかりとそこで学ばせていくっていうことは、私たち大人の責任じゃないかなというふうに思いましたんで、この質疑を行いました。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 寄附をいただいている方のお心としましては、高鍋町の子どもたちのお役に立てていただきたいというそういうお気持ちで寄附をされています。この当然感謝の気持ちとしましては、その備品購入、それぞれの4校でさまざまな備品購入を行ってしますので、その備品の目録を持って、教育長、担当課長がお礼に出向いているとの説明でした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑全てを終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

この決算に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

確かに、使ってしまったものに対して賛成するもしないもないように思いますが、それは判断の違いです。国は、地方自治体への締めつけをますます増加している中で、国や県の予算を活用して事業を展開しなければなりません。また、庁内にある国・県の事業に対してみずからの資金のなさを理解する余り、住民要求実現が遅れている箇所も見受けられました。国に対しては、社会資本整備事業などへ要望する資金調達100%を目指しているものの実現できていない現状があります。地方自治体はそこに住む住民の安全・安心及び財産を守るという使命があります。財政力指数では、確かに県内では高い数値がありますが、一般的に高鍋町は税金が高いとの住民の間違った見方も横行しています。高鍋町の実態をしっかりと伝え、住民意見を捉え、そして理解していただく作業が遅れていると実感しました。高鍋町は、行政事務連絡員制度があります。条例で定めのあることが、しっかりと住民へ伝わっているのでしょうか。行政と住民とを結ぶパイプ役がしっかりとジョイントされていなければ、水漏れも起きますし誤解も生じます。平成27年度の事業では、評価できる箇所も多数あります。いかんせん予算配分が難しい状況は理解できるものの、子どもの医療費問題など、子育て環境が周りの自治体と比較して大きく出遅れている感があります。平成29年度予算配分では、町長選挙もありますので骨格予算となりますけれども、それでも扶助費など大きく膨らんでいる現状を考えると非常に心配しています。職員は、こんなに減らされても頑張っている状況は本当に尊敬に値します。これからも住民のために頑張っていただくことを要望して、反対といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。この決算に対する総務環境常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告は認定とするもの、産業建設常任委員長の報告は認定としないものです。したがって、原案について採決します。この決算は原案のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について、これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

この案件では、法人税の減額など、私も賛成しかねるような部分もございます。しかし、環境条例、そのほか住民に確かな環境の問題をここの中で捉えていくということも私は大事かなと思っております。政府は、小難しい形で事業者に対して有利な形で税制優遇措置をとっている感も拭えません。この気象環境変化に、何としても先進国としてこれからのエネルギー政策の見直しを考えざるを得ない状況です。CO<sub>2</sub>排出基準などと大きな問題にはならなくても、企業に要望したいのは消費者を裏切ってほしくないということです。リッター当たり何キロ走行するなどということは、耐久性問題など企業の実験結果を信用するしかありません。また、今ドラマであるように第三者機関での客観的な判断としてこのような形で落ち着いたのかと思うところです。先ほども申し上げましたが、少なくとも法人税の優遇に比較するとわずかではあります、庶民への優遇措置だと拡大解釈して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第47号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場で討論を行います。

まち・ひと・しごと総合戦略事業予算が配分され、職員の努力にまず感謝を申し上げたい。ふるさと納税では、納税をされた方々の意思を尊重しての積み立てを初め、返礼品についても、高鍋の事業者から「近頃、町外の方からの注文が増加した」などうれしいお話も聞きます。宮崎牛などは有名で、返礼品の中に希望される方も多いようですが、希望される物品だけでなく、産品への注目を高める工夫も必要だと思います。また、毎年教育関係への寄附をいただいている方にお礼を申し上げたいと思います。今回、先の事件を受け金庫購入がありますが、二度と同じ間違いを起こさせない環境づくりと人間関係の構築をお願いして賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）については、各委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩をとりまして、特別委員会に付託されております議案の報告、それと採決につきましては、午後1時より再開いたしたいと思います。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第5. 議案第45号

日程第6. 認定第2号

日程第 7. 認定第 3 号

日程第 8. 認定第 4 号

日程第 9. 認定第 5 号

日程第 10. 認定第 6 号

日程第 11. 認定第 7 号

日程第 12. 認定第 8 号

日程第 13. 認定第 9 号

○議長（永友 良和） 日程第 5、議案第 45 号平成 27 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 13、認定第 9 号平成 27 年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上 9 件を一括議題といたします。

本 9 件は、特別会計等決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、緒方直人議員。

○特別会計等決算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 平成 28 年第 3 回高鍋町議会定例会において、特別会計等決算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第 45 号及び認定第 2 号から第 9 号の計 9 件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、9 月 9 日から 13 日の 3 日間、審査は第 3 会議室にて行い、議長及び監査を除く 14 名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

なお、全議員より、次年度から決算の概要及び主要な施策の成果報告書の内容については、具体的にどのような成果があったのかを記載するようにとの強い要望がありましたので御報告いたします。

まず初めに、議案第 45 号平成 27 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

これは、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を得ることになっている議案であり、内容は未処分利益剰余金 2,575 万 6,675 円を減債積立金に積み立てるとの説明を受けております。

質疑なく、討論なし、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 2 号平成 27 年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より、被保険者数減少の要因、主な繰り越し要因、医療費の前年対比による説明等を受けております。

委員より、特別調整交付金が認められた要因はとの問いに、保険事業成果の実績や、次年度の計画を具体的にアピールしたことなどが要因であるとの答弁。

また、委員より、食生活の啓発または栄養指導はしているのかとの問いに、折につけ、いろいろな場所で食生活の指導は行っているとの答弁でありました。

また、委員より、診察について診察を受けてもらうための努力を今後してもらいたいとの要望がありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認定第3号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

被保険者数医療費の増減についてや、保険事業費では、高鍋めいりんの湯の温泉無料保養券を交付し926名3,798枚使用されている等々の説明を受けております。

委員より、後期高齢者への移行が8名の増とあるが少ないのではとの問いに、27年度は国保から後期高齢者医療に移行した方は193名いるが、死亡もしくは生活保護への移行等もあることから、結果8名の増であったとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なく、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

平成27年度の事業として整備面積では0.5ヘクタールで、認可区域233ヘクタールのうち218.5ヘクタールが完了し、普及世帯3,321世帯、整備率は93.9%であること。また、28世帯が接続を行い、普及率34.7%、水洗化率は81.1%であるなどの詳細説明を受けております。

委員より、つなぎ込みができていない理由はとの問いに、高齢化率が高いこと、建てかえたときにつなぎ込みを考えるなどの理由が多いとの答弁。

また、委員より、接続をしてもらうための方法を、全国もしくは県内から何かしらの情報を収集しているのかとの問いに、高知市は普及率を上げるため助成金を出しているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で認定すべきものと決しました。

続いて、認定第5号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてであります。

担当課より、認定審査件数、要介護認定者数の増減、事務局職員の退職による嘱託不在期間があったことなどの説明を受けております。

委員より、嘱託員が不在しても業務上支障がなかったのかとの問いに、1カ月ほど不在であったため担当職員4名で対応したが、時間外での業務が発生するなどして業務上支障は出ていたとの答弁。

また、委員より、嘱託員の補充は事前にできなかったのかとの問いに、やめる前に募集はかけていたが、間に合わなかったの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

今後も、ふえることが予測される保険給付の伸びを抑制するために、介護予防事業の充

実、高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本とした介護保険事業の説明を受けております。

委員より、介護予防事業ノルディックウォーキング事業とはの問いに、委託業者のインストラクターが、参加者を各自の体力に合ったグループに分け指導してもらい、介護予防に取り組んでいるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

これは、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地灌漑用水を、他の農業にも雑用用水として使用することを目的に、1市3町分の会計として平成21年度から事業を開始しております。担当課より詳細説明を受け、委員より、委託料の詳細はとの問いに、地区外送水13箇所分のメーター器設置測量設計業委託であり、高鍋町4件、新富町9件の計13件との答弁。また、メーターの耐用年数はとの問いに、40ミリ以下のメーターでは水道用メーター器と同様のものを使用しており、計量法に準じて8年程度、50ミリ以上のメーターは超音波流量計で内臓バッテリーにより20年間は駆動するものになっている。ただ、地区外送水のメーター器は、使用数量を把握するためのものであり計量法の対象外であるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出の詳細説明を受け、委員より、研修先が長崎県であったが交通事故が起きた場合はとの問いに、公用車で移動するので保険については対応できるとの答弁。

また、委員より、2件の審査の申し出があったがその内容はとの問いに、1件は、山林での太陽光発電について、もう1件は、宅地課税された一部分を農地として評価できないかとの審査の申し出があったとの説明を受けております。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で認定すべきものと決しました。

最後に、認定第9号平成27年度高鍋町水道事業会計決算についてであります。

経常収支では2,575万6,675円の黒字、営業面では給水件数8,967件で、前年度に比べ2件の増、また有収率については87.6%で0.4%の増であり、今後も引き続き効率的な漏水調査及び計画的な老朽管の更新を実施し、有収率の向上に努めていくとの説明を受けております。

委員より、漏水は平成26年度と比べ少なかったのかとの問いに、平成26年度に比べ少なくなっているとの答弁。次に、漏水調査はいつ行うのか、また、あらかじめ漏水箇所はわかっているのかとの問いに、漏水の報告が上がったときにその都度調査を行っている。また、老朽管の位置は把握していることから、それらの箇所を重点的に調査している。なお、調査方法は音で漏水箇所がわかる機材を使用しているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で認定すべきものと決しました。

以上、特別会計等決算審査特別委員会に付託された議案第45号、認定第2号から第9号について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、9件に係る特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第45号平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第45号平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の立場で討論を行います。

浄水場などへの積み立てについての質疑に対しての答弁でも考えていると判断して、減債基金への積み立てと将来を見通した判断であると考え、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第45号平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第2号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

納税についての公平性の議論が常にあります。納税の意識向上に関しては、ここ十数年間本当に努力されていること、健康管理についても、保健師を増員してなどきめ細やかな相談、支援体制を構築していることなどは私も理解しており評価できるものです。

また、特別調整交付金などへの申請に関しても、将来の見通しなども評価の対象となっているため、特調などを取得していることも高く評価しております。しかし、確かに基金は必要かもしれません。目いっぱいいためなければいけないのでしょうか。

また、繰越金についても同様です。保険税にしても上がったり下がったりするのはいけないのかも知れませんが、所得が上がらず生活が厳しい状況下では、何が公平で何が必要

なのかを見きわめることも大切であると提案して、反対いたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、認定第2号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第3号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

広域連合であるため、疾病の状況がわかりにくいと提案すればしっかりと対応できること。特別委員会での提案については、いつも真剣に取り組んでいただき元気で長生きできるように、予防、健康などへの職員配置、活動もしっかりとできていると考えます。願わくばひとり暮らし、2人暮らしの老々家庭への介護保険とは違う支援メニューがないものか、平成29年度に向けて考えていただくことを希望して、賛成いたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に決算に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第4号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

税の公平性をいうなら、下水道への投資金も莫大です。そのことから考えると、つなぎ込み状況についてはもう少しどうにかできないかの意見もあります。しかし、処理場についても長寿命化計画でできるだけ費用を抑えながら運営している状況はよく理解できます。また、事務ミス分については断腸の思いではありますが、この年度あたりでけりをつけ新たな一步を踏み出すことも必要です。職員の頑張りを評価し、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり、認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり、認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第5号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。



○12番（中村 末子君） 認定第6号平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

介護予防活動を初め、認知症対策の地域住民へのさまざまな取り組みは評価できます。しかし、3年ごとの見直しとはいえ、介護保険料など国主導で行われている住民負担軽減について、容易でないとしても予防事業等成果が出ていますので、保険料軽減策を自治体独自でしていく必要も考えられたのではないかと考えて、反対といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、認定第6号平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員あります。したがって、認定第7号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成27年度高鍋町水道事業会計決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第9号平成27年度高鍋町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

独立採算を余儀なくされている水道事業として、みずから努力し、安全で安心して飲める水を供給する使命を果たしていると考えます。まだ水道管の古い箇所が残っているようですが、新旧の差で漏水も出てくるようです。したがって、道路工事などがなくても付設がえが容易にできる準備をする必要があります。確かに、給水単価が原水単価を上回っても職員の努力で返済など何とか切り抜けています。水道料金を上げればそれで解決できるのかというとそうではありません。公営事業として、企業のライフライン確保と安心・安全は欠かせません。そのことからしても、今の状況をしっかりと把握し、新たな投資計画ができればそれにのっとり新たな資金源を確保する方向性を探ることも大切です。これからも、たゆまぬ努力を続けていただくことを希望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第9号平成27年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

日程第14. 議案第48号

日程第15. 議案第49号

日程第16. 議案第51号

日程第17. 議案第52号

## 日程第18. 議案第53号

## 日程第19. 議案第54号

○議長（永友 良和） 日程第14、議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第19、議案第54号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 平成28年第3回高鍋町議会定例会において、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第48号、49号、51号から第54号の計6件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、9月9日から13日の3日間。審査は第3会議室にて行い、議長を除く15名の委員出席のもとに、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

始めに議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

主な改正理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う本条例関係部分の改正であります。担当課より改正の詳細説明を受け、委員より、災害時のマニュアル作成をすべきであるがどうなっているのかとの問いに、非常災害対策に対する具体的な計画を立てることが改正でうたっていることから、この計画がマニュアルとなる。また、施設ごとに応じた計画を助言していくとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なく、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第49号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

主な改正理由は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付され、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴う、本条例関係部分の改正であります。担当課より改正の詳細説明を受け、委員より、連携推進会議は既に実施されているのかとの問いに、グループホームは既に実施されているが、認知対応型通所介護についてはこれからであるとの答弁。さらに、委員より、外部評価は決まっているのか、また評価内容はどの問いに、外部評価は県が指定した機関によって行われており、また、評価の項目は準備ができ次第

お渡しするとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

主な補正内容は、歳出では、人事異動にかかわる人件費の減、特定健康審査等負担金は27年度実績に伴う精算であります。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第52号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の調整、繰越金では平成27年度の下水道事業特別会計繰越金の確定により増額、一般会計繰越金では、歳出の増額分と繰越金の確定に伴う減額調整との説明を受けております。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主な内容は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成27年度からの繰越金を計上することに伴う財源調整であります。

委員より、負担金減額の内訳はとの問いに、新富町39万7,000円、木城町16万7,000円で、被保険者数で案分しているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第54号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主な内容は、介護給付金86万7,000円の増で、27年度事業費確定に伴う支払基金からの追加交付、また、一般会計繰入金415万1,000円の増は、人件費増額に伴う増であるとの説明を受けております。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託された議案について御報告いたします。（発言する者あり）失礼しました。先ほど、議案第49号と言うのを条と言いましたので、それを訂正させていただきます。議案第49号です。失礼いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、6件に係る特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

18人未満であっても高鍋町の管理を行うことができることになり、弱者への支援が強まり安心・安全の確保ができることは大変うれしいことです。また、59条の2で災害時対応についても、高鍋町の指導も諮られます。しかし、この条例が生かされるのは常に意識を持つ事業者の姿勢が問われます。介護職員の確保は難しい状況ですが、安全・安心に関する事なので十分な指導をお願いして賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。これから議案…（発言する者あり）訂正ありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 59条の15でした。済いません。

○議長（永友 良和） 訂正がありました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第49号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につ

いては、委員長報告のとおり決定されました。

次に、議案第51号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第51号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第52号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第53号平成28年度高鍋

町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第54号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第20. 発議第2号

○議長（永友 良和） 日程第20、発議第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。14番、黒木正建議員。

○14番（黒木 正建君） 発議第2号について説明申し上げます。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2017年度政府予算に係る意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員、黒木正建、賛成者同じく、緒方直樹、柏木忠典、岩崎信や、津曲牧子でございます。

意見書について1回読み上げます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2017年度政府予算に係る意見書。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行に伴う障がいのある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時間数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、

国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の施策が必要です。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財政保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

以上のような理由から、計画的な教職員定数改善を推進するとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1に復元するよう強く要望します。

平成28年9月21日。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

宮崎県児湯郡高鍋町議会。

只今、意見書を読み上げましたが、この意見書については、委員会でいろいろ協議したのを大まかなのをちょっと述べてみます。少人数学級ということで、これは35人及び30人学級の推進についてということで、平成23年度から30年度までの8カ年計画ということが挙げられております。現在28年ですけど、その中で、小学校1年生から6年生、これ23年から28年度までに40人学級を35人学級に。また中学生は、26年度から28年度に40人学級から35人学級にということになってます。そして特に小学生の1年生、2年生、特に一番大事な時期だと思うんですけど、そういうときに関しては、29年度に小学校1年生は35人から30人学級、それから小学校2年生は同じく30人学級に改善するような方向で進んでおります。この中で最初意見書の中で出ましたOECDの1人当たりの教員に対する生徒数ですけど、高鍋町はどのくらいしたらそういう生徒数にしてあるのかというのも一応教育委員会のほうではいろいろ資料集めてしてありますけど、ちょっともう省略します。あと高鍋町の場合は、非常に町当局また関係者との協力のもとに特別支援学級、現在42名だと思うんですけど、そういった方面にも非常に力を入れてやっていっているのが現状であります。文教の町、高鍋の面目が少しはこれであれかなと、まだまだその力を入れていかなければならないんじゃないかと思えます。

それから、義務教育負担の国庫負担金についてでございます。現在人口減少で、先生たちも減ってるし、また、定年退職を迎えられる高齢者といいますが、そういう人たちも減少しております。その分でだいぶ財源が確保できるんですけど、新しく新規で教員を採用するにしても、なかなかそのバランスというのがとれなくて、どうしてもそこ辺を補うためにもその3分の1の負担を2分の1へ持ってくるとか、そういうふうには持ってこないと、なかなかきめ細かな教育、また人ひとりの子どものそういった能力伸ばすとか、先生たちの健康面とかいろいろ考えた場合にも、どうしてもそういった財源が必要になってくるんじゃないかと思えます。あとこの問題も、もう20年くらい前からおんなじようなのがい



つつも上がってるんですね。何やってるんだと今こんなにして、そういうあれはものすごいあったんですけど、まあ確かに先ほど申したように、8カ年計画とかそういうのでずっといい方向にはどんどん向かっております。だけど、決して満足できるようなそういう状況じゃないと思いますので、そういうところもいろいろ考えていただきまして、採決に臨んでいただきたいと思います。詳細についていろいろあれがありましたら、教育長のほうからいろいろいっぱい資料もらってますので、コピーでもとって回しますので、よろしくお願ひします。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための2017年度政府予算に係る意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第21、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第22. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第22、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

### 日程第23. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第23、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（永友 良和） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成28年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後1時54分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員